

城陽市廃棄物減量等推進審議会会議録

会議名 城陽市廃棄物減量等推進審議会
日時 令和5年(2023年)11月7日(火) 10:00～11:15
場所 市役所2階 第1会議室
出席委員 山川会長、北川副会長、栗山委員、生駒委員、下村委員、
一井委員、田中委員、渡邊委員 以上8名
欠席委員 なし
事務局 奥田市長、森田部長、堤次長、成田課長、谷口館長、伊庭係長 以上6名
傍聴者 なし
次第

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 市側あいさつ
4. 委員の自己紹介
5. 事務局職員紹介
6. 会議内容
 - (1) 会長・副会長選出
 - (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可について
 - (3) (仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例について
 - (4) その他
7. 閉会

1. 事務局開会のあいさつ

・全委員出席により過半数以上であることから、会議開催要件を満たしている旨、報告。

2. 委嘱書の交付

(市長より委嘱書を交付)

3. 市長のあいさつ

4. 委員の自己紹介

5. 事務局職員紹介

(市長以下、出席者紹介)

6. 会議内容

(1) 会長・副会長選出

事務局 会長、副会長の選出に入りたいと考えます。城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の第23条第2項におきまして、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が委員のうちから指名すると規定しています。どなたか会長の推薦はございませんか。

委員 学識経験者でごみ問題にも精通されています山川先生が適任と考えます。

事務局 ただいま、山川委員にというご提案がありました。いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

事務局 それでは、会長は山川委員に決定いたしました。山川委員よろしく申し上げます。

事務局 山川会長、会長就任のご挨拶をお願いします。

会長 気候変動、生物多様性、資源循環、いずれも大きな課題がありますが、これらと関連してごみの分野では特にプラスチックと食品ロスの削減に取り組まれているところです。

城陽市も、基本計画では食品廃棄物削減の目標をたてています。また、今年はプラ新法が始まって2年目ですが、城陽市としても今回、ポイ捨て禁止条例を制定してプラスチック等のごみ散乱の削減に取り組もうとしているところかと思えます。これら基本計画で挙げた目標・取組みに向かっていく上で、この会議は非常に重要と考えます。皆さんの忌憚のない意見をいただきながら進めて行きたいと考えています。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。会長が決定しましたので、この先の議事進行は会長にお願いします。

会 長 それではこれより私が議事進行をさせていただきます。副会長の選出ですが、環境施策に幅広い知見、博識をお持ちの北川先生にお願いしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

北川先生よろしく申し上げます。

会 長 それでは副会長就任のご挨拶をお願いします。

副会長 よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

奥田市長は他の公務の都合により、ここで退席されます。ありがとうございます。

市 長 どうぞよろしく申し上げます。失礼いたします。

会 長 それでは次第に沿って進めさせていただきます。事務局から本日の配付資料の説明をお願いします。

事務局 <配付資料の説明及び確認等>

会 長 ありがとうございます。資料等はそろっていますでしょうか。それでは次に移ります。

会 長 では、(2)一般廃棄物収集運搬業の許可について事務局からご説明ください。

事務局 (事務局より配付資料「一般廃棄物収集運搬業の許可について」説明)

会 長 ありがとうございます。ご説明いただきました。質問等ございませんか。

委 員 市内と市外業者数をお聞かせください。

事務局 資料がありませんが、市内よりも市外業者が多くエリアもまちまちですが京都市内の業者が結構多いです。

委 員 例えば受付停止中に市内業者が業を立ち上げた場合も受け付けはしないということですか。

事務局 そうです。

委 員 我々からみれば、市内業者育成の立場からフォローいただきたいと思います。

事務局 一般廃棄物の収集運搬は、本来市町村が行う業務の範疇であり、市町村で行えない場合に業者への許可ができます。又、資料の中の第7条の5項で謳っている項目に適合しない場合は許可をしてはならないとなっています。現行は一般廃棄物処理計画の見込み値を充分満たしており、5項のうち第2号に適合しているとは認められない状況ですから、受付を停止する方向でいます。

また、近隣の市町は新規受付を停止している状況と聞いています。

会 長 城陽市の場合は自治体の規模からして多いなと感じます。

委 員 3ページ目に許可の状況があります。城陽市がかなり多いですね。申請の条件に不備が無ければ許可を出すと。これだけ申請が多かったということですね。業者数が多いと過当競争になるのではと思いますが、多くなった諸事情があるの

ですか。

事務局 新名神の開通やアウトレット開設、新市街地の開発等で企業の立地増加が予想され、それに伴うごみ量の増加が見込まれ受け皿になる業者数が必要と考えたためです。資料の1ページ目に令和6年と7年の比較で約300tの増加を見込んでいます。これは主にアウトレットの分です。

会 長 新規受付ということで、一気に増えたということですね。

他に何かございませんか。無いようですので、それでは、本議題については以上とさせていただきます、新規受付の停止に向けて、事務局で進めていただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

次に議題の(3)(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例について事務局からご説明ください。

事務局 (事務局より配付資料「(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例について」説明)

会 長 ありがとうございます。ご説明いただきました内容について質問等ございませんか。

会 長 指導、勧告、命令について、ポイ捨て違反者への対応等で重点区域の場合、即時性を重視して重点区域外と分けてとありますが、重点区域内における対応というのは具体的にはどうなるのでしょうか。

事務局 ポイ捨て禁止条例第8条に違反しているかどうかまずは確認が必要であり、違反しているということになれば、すぐに過料を科すというかたちでポイ捨てされている現場を確認したら過料に処する対応を考えています。

監視指導員がポイ捨て行為を確認した場合、行為者に対してその場で確認し、行為を認めて拾われなかった場合は勧告や命令を経ずに過料に処するとなっております。

会 長 第10条で指導については、どちらの地域においても行うということですか。

事務局 基本的にポイ捨て行為を故意的にされたということの確認が必要です。偶然ごみを落としたのか、故意に行ったのかの確認が10条の指導にあたります。ポイ捨てを認めた上で指導してもごみを拾わなかった場合は第8条違反で過料となります。

会 長 指導を行った上で、ポイ捨てと認められた場合には過料に処せられると。それに対して、重点区域外では指導の後で勧告、命令があって命令に違反した場合に過料になるという違いがあるということでしょうか。

事務局 はい、そうです。

会 長 ポイ捨ての定義ですが、対象物は定義の第2条の(1)から(3)で決まっています、それをみだりに捨てまた放置するという違反行為かどうかを指導の際に判断するということになるということですね。

事務局 はい、そうです。

会 長 参考までに、みだりに捨てというのはどんなことですか。お聞かせください。

事務局 飲食物の容器や、吸い殻等を道路等にそのまま捨てる行為を考えています。

会 長 ありがとうございます。他に何かご質問ございませんか。

委 員 条例の基本は理解しました。具体的に取り締まりをする際ですが、施行規則にあるように監視指導員を任用し、指導員が重点区域やそれ以外の所で見つけるというのが前提になると思いますが、それ以外に例えば市の環境課の職員が見つけた場合はどう対応するのかなど。

あと、中高生等学生さんのポイ捨てが多いのではと考え、そういう時に何人もポイ捨てしてはならないとあります。しかしながら過料の対象に未成年者は適用できにくいのではと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

事務局 まず、環境課の職員が見つけた場合も基本的に監視指導員の権限をもたせる予定でいますので、指導できます。

委 員 指導員の任用はどうしていくのですか。外部委託をお考えですか。

事務局 市の職員として任用していく方向です。

事務局 現在、環境課で環境監視員として警察官の 0B を雇用して不法投棄のパトロール等を行っていただいています。その業務の中にポイ捨て監視業務を入れる方向も考えています。環境課職員が常に監視するというのは無理がありますので、主だった期間に監視業務に就いてもらうことは考えています。

次に未成年者について、法令的には最終的に過料に処することになるかと思いますが、ポイ捨て行為があってもそれを持ち帰る、引き取った場合は過料に処さない。ポイ捨てをそのまま放置の場合に過料に処するとなります。過料の適用が目的ではなく、あくまでポイ捨てを未然に防ぐことを目的にしています。

委 員 前回の議論でも過料についてあったのですが、パブリックコメントであった市民の意見がまさにそうなのかなと。「2万円以下で本当に取るのですか」に対して、市の方はポイ捨てを防ぐ啓蒙がメインであるとあり、私もそう考えますが、実際のところ徴収することはお考えなのですか。

きれいなところにはポイ捨てがされにくいとあり、まさにそうであると思います。通勤で京滋バイパスを利用していますが、降りるインター付近は雑草が多くごみもたくさん散乱しており、いつきれいにされるのかなと注視しています。

城陽市は仕事上たくさんの店舗を訪問しますが、ほとんどきれいにされていると感じており、やはり市民啓蒙が重要で小学生等から啓蒙されている状況があるからかなと考えています。

事務局 条例に謳っていますので、過料の徴収は考えております。指導に従わず繰り返すなど悪質な常習者には適用せざるを得ないと考えています。

委 員 重点区域とありますが、最近ですと渋谷でのハロウィンなどありましたが、インバウンドが増えてきて基本的にゴミ箱は撤去されてきましたが、最近は設置する企業や自治体が増えてきました。城陽市は外国人は少ないと思いますが、アウト

レットの開業を踏まえ重点区域のごみ箱の設置についてジレンマがあると思いますが、どの方向でお考えですか。

事務局 重点区域内であろうとなかろうとごみは持ち帰ってもらうことを第一、前提に考えていますので、ごみ箱の設置は考えていません。

事務局 重点区域を今後設定する場合は、マイナスイメージでここが汚いから設定するという考えがあるかと思いますが、逆にPRできるようなきれいなところを守っていく、よりきれいにしていくというプラスイメージの重点区域も必要なと考えているところです。

委員 コンビニなどはごみの分別がきちっとされていていつもきれいですが、酒屋さんなどは、ごみ箱が満杯になっていて捨てられないため、ポイ捨てに繋がっている場合もあるかと思います。近頃公園にごみ箱が設置されていないです。家庭のごみを公園に捨てに来るケースがあるので、撤去されています。ごみ箱の設置以前に、やはりごみは持って帰るというマナー教育がたいへん重要だと思います。

事務局 条例の中で周知啓発や、施策の中でも環境教育の充実を取り入れており、幼少のころからの環境教育に力を入れていきたいと考えています。

委員 ポイ捨てと不法投棄の境がわかりません。ポイ捨てであれば過料で済みますが、不法投棄は刑事罰となります。先日テレビである高齢者が賞味期限切れの食品を河川に投棄したということで、警察が捜査しているとありました。警察は不法投棄を見据えて特定するという話を聞きました。ポイ捨てなのに話が大きくなっていて境がどうなのかなと感じたところです。

事務局 明確な境は正直ないと考えています。今回ポイ捨て禁止条例を作った目的としましては、ポイ捨てされる割合の多いもの、ペットボトルや空き缶等のポイ捨てがなかなか無くならないことを踏まえて策定しています。

法律でも「何人も捨ててはならない」と、不法投棄に対して禁止していますが、指導するには刑事罰、罰金とか警察の方との連携ということで、なかなか即時性といいますか行政だけで対応するのが難しいところがあります。

今回条例で定めて行政指導の範囲内で動けるようにすることによって速やかに現場で対応できるということを考えています。又、ポイ捨ての対象物と不法投棄の対象物が同じになってしまうと結局どちらの対応となるのかわからないということになりますので、今回定義の中で基本的にポイ捨て対象となるものを定義付けしたうえで条例で指導できるようにしたものです。

会長 廃棄物処理法上ポイ捨てという概念はたぶんなく、軽犯罪法と思われれます。ポイ捨て禁止条例で迅速に動けるということで定義したということですね。

委員 量的なものや悪質性で廃棄物処理法違反の不法投棄といわれる範疇に入らないものを、軽犯罪法や条例のポイ捨て対象になるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 おっしゃっていただいた量的、悪質性等がある程度判断材料になると考えます。

ただ、条例で指導したからといって法律に基づいた指導ができないというわけではありません。条例で指導した中で悪質なことや常習性が高い場合は廃棄物処理法に基づいた警察との連携で対応していくことになります。

会 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

条例の文言の方で若干気になるところ、定義の第2条（5）市民等のところで、「所有者等」という表現がありますが、「土地建物等の所有者等」とした方が分かり易いかなと思います。

事務局 関連部署と相談し検討させていただきます。

会 長 お願いします。他にいかがでしょうか。

別紙3の方に取組施策が載っていますが、ご意見ございましたらお聞かせください。

パブリックコメントのまとめの意見のところ、条例の概要の「(3)市の責務」のところですが、規則で監視指導員について定められているので、そのことを含めて回答いただいた方がいいのではと考えています。いかがでしょうか。

事務局 今回監視指導員という形で規則の中で定めようと考えていることを何かもっと明確に答えておいた方がいいということですか。

会 長 そうですね。「施策の中」ですとあいまいです。別の項目の市の考え方では、「規則で定める」と触れているところもあると思いますので、明確に答えてもよいのではないかと考えた次第です。

会 長 他に何かございませんか。

ポイ捨て禁止条例の関係については、これでよろしいでしょうか。

ないようですので、それでは、本議題については以上とさせていただきます、本条例の施行に向けて、議会提案等、事務局で進めていただきたいと思います。

では、次の（4）その他に移ります。

事務局から何かありますか。

事務局 配付しています資料3の説明をさせていただきます。

（事務局配布資料「フードドライブの実施結果について」説明）

会 長 ありがとうございます。ご説明いただきました内容について何かございませんか。

委 員 当社の方でも協力させていただきました。周知が足りなかったのか期待したほど集まりませんでした。今後も周知啓発に努めて継続していきたいと考えています。

会 長 委員さんの事業所全体としてのフードドライブ、フードバンクの取組をお聞かせください。

委 員 常設しているところは数か所ありますが、ほとんどは本店や支店がある自治体と個別に協力をして期間を決めて取組を行っています。

委 員 賞味期限が1か月以上あることとありますが、何か基準があるのですか。

事務局 先行して取組をされている自治体等を参考にしました。1か月を切っているものでも、無駄にならないよう別にしてお渡しをしています。

委員 賞味期限と消費期限がありますね。

会長 青谷学園だけに引き渡しを行っているのですか。

事務局 市は独自の子ども食堂等のつながりがありませんので、京都府が京都府社協に委託されていますフードドライブ事業の中で、京都府南部地域を担当している青谷学園に引き渡しています。

会長 賞味期限が1か月とありますが、受け取ってから実際に消費される猶予期間を考えてのことと思いますが、逆に回収場所や回収時間が固定できれば、賞味期限が短いものや生鮮食品等も受入可能としているところもあると聞いていますので柔軟に対応ができるのかなと思っています。その辺を検討いただければと思います。ただ、生鮮食品はハードルが高いですね。

他に、何かございませんか。

無いようですので、議事の方は以上とさせていただきます。

それでは、7の閉会に移ります。

これで、本日は閉会させていただきます。

ご協力どうもありがとうございました。